

まっこと よう働いた  
さあ、これから遊ぶぞ～\(^o^)/

# 退職者優遇定期預金

スーパー定期預金

1年・2年・3年・5年もの

店頭表示金利

プラス 年 **0.3%**

ご参考（平成 28 年 4 月 1 日時点でのご契約利率（お預入れ金額 300 万円以上の場合））

スーパー定期預金 お預入れ期間	店頭表示金利 (年利率)	0.3%上乗せ後の 年利率
1年	0.070%	0.370%
2年	0.070%	0.370%
3年	0.075%	0.375%
5年	0.080%	0.380%

※スーパー定期預金は、「スーパー定期」（預入金額 300 万円未満）と「スーパー定期 300」（同 300 万円以上）の 2 種類があり、それぞれ適用金利が異なります。  
※「スーパー定期」（預入金額 300 万円未満）の場合、店頭表示利率は、期間 1 年：0.050%、2 年：0.050%、3 年：0.055%、5 年：0.070%となります。

## 退職者優遇定期預金のご案内

ご利用いただける方	退職金のお受け取りから 1 年以内の方
ご利用条件	お預入れ時に、原則「退職所得の源泉徴収票」などの退職金受取金額を確認できる書類をご提示いただけます。 ご本人様名義で同一退職金につき一回のご利用に限らせていただきます。
預金種類	スーパー定期預金（スーパー定期・スーパー定期 300）自動継続型
預入期間	1 年・2 年・3 年・5 年
預入金額	100 万円以上 1 円単位で、退職金受取金額を限度額とさせていただきます。
適用金利	スーパー定期・スーパー定期 300 それぞれの期間別店頭表示金利に 0.3% 上乗せした利率を初回満期日まで適用します。 初回満期日後は自動継続となります。 満期日以降は自動継続時における各定期預金の店頭表示金利を適用します。
中途解約時の取扱い	当組合所定の期限前解約利率が適用されます。
税金	お利息には復興特別所得税を付加した 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。
その他	上記の適用金利は、金融情勢の変化により変更する場合があります。 本商品は預金保険制度の対象となり、同制度の範囲内で保護されます。

裏面の商品概要説明書もご覧ください。ご不明な点は各店窓口・渉外担当者までお問合せください。

とさしん こと  
**土佐信用組合**

本 店 土佐市高岡町甲 2137-1 Tel 088-852-1211  
宇佐出張所 土佐市宇佐町宇佐 1683-3 Tel 088-856-0040

# 「退職者優遇定期預金」 商品概要説明書

平成28年4月1日現在

商品名	・退職者優遇定期預金
販売対象	・退職金のお受け取りから1年以内の個人の方
期間	・1年、2年、3年、5年
預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・対象の定期預金：スーパー定期預金（スーパー定期・スーパー定期300）自動継続型 ・一括預入 ・100万円以上～退職金受取金額まで ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻しいたします。 ・当初預入期間が3年もしくは5年の場合、預入日から1年経過後は、1万円以上1万円単位で一部解約（中途解約）も可能です。 ※ただし、一部解約後の残高は、当初預入（または自動継続後）金額が300万円以上の場合には300万円を下回ることはいけません。 ※一部解約後金額に適用される利率は、当組合所定の期限前解約利率です。
利息 (1)適用金利  (2)利払方法 (3)計算方法	・固定金利 ・預入金額300万円未満は、預入時の「スーパー定期」預入金額300万円未満の店頭表示金利に0.3%上乗せした利率を、預入金額300万円以上は、預入時の「スーパー定期」預入金額300万円以上の店頭表示金利に同じく0.3%上乗せした利率を、それぞれ満期日まで適用します。 ・初回満期日以降は、自動継続時における各定期預金の店頭表示金利を適用します。  ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割により計算します。
税金	・個人…20%の源泉分離課税（国税15%・地方税5%） ※マル優をご利用の場合は除きます。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%・地方税5%）となります。
手数料	—
付加できる特約事項	・「総合口座」の担保定期預金とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率になります。） ・「障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度」の対象となる方は、マル優のお取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、当組合所定の方法により、預入期間に応じた期限前解約利率（小数点第3位以下切捨て）にて計算した期限前解約利息とともにお支払いします。
金利情報の入手方法	・適用金利の基準となる店頭表示金利は、店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは下記の窓口をご利用ください。 【窓口：土佐信用組合総務部】 088-852-1211 同宇佐出張所 088-856-0040 受付日 月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および金融機関の休業日は除く） 受付時間 午前9時～午後5時（休日・受付時間外は電話メッセージとなります。） なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記土佐信用組合総務部、同出張所または下記窓口までお申し出ください。 【窓口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時（休日・受付時間外は電話メッセージとなります。） 電話：03-3567-2456 住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1 （全国信用組合会館内）
その他参考となる事項	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当組合に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）